

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高畠町長 高梨 忠博

市町村名 (市町村コード)	高畠町 063819
地域名 (地域内農業集落名)	中和田・元和田・下和田 (中和田東部・西部、元和田北・西、下和田12・北・南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日(第1回) 令和6年2月22日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手への農地の集積は飽和状態であり今後農地の引き受け手となる経営体数が少なく、後継者もない集落が多い。
 ・鳥獣被害が増加していることから鳥獣害対策が急務となっている。
 ・水稲よりも果樹に比重を置いている農家が多く、水稲の引き受け手が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲とぶどう、大豆、蕎麦、野菜を組み合わせた複合経営を今後も継続させ、高付加価値化、低コスト化等収量の増加を図りながら所得向上に繋げたい。
 ・有機米の産地維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	414.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	374.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農道、用排水、暗渠排水等の整備、農地の大区画化等、基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外で作業受託を行う事業者へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策が急務である。今後は広域での電気柵の設置等に取り組み、被害を軽減させる。
- ②有機栽培や特別栽培に取り組み、環境保全型農業を推進しつつ、所得の向上に努める。
- ⑦耕作放棄地が発生しないように保全管理活動を継続し、受け継いだ自然や農地を守って行くとともに、複数の水系(堰)が入っており、耕作条件の維持には適切な水利管理が不可欠となっていることから、他集落も含めて水系ごとに管理に取り組んでいく。
- ⑩高齢化や規模拡大の意向が無いため育苗組合が縮小しているが、労力の分散や低コスト化のために、今後も続けていきたい。